

清流の国ぎふ森林づくりサポーター設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県森林づくり基本計画に基づく取組みを県民協働で着実に推進するため、「清流の国ぎふ森林づくりサポーター」(以下「サポーター」という)を置く。

(役割)

第2条 サポーターは、県の求めに応じて、岐阜県森林づくり基本計画に基づく、森林・林業施策に関する取組み状況及びその他の事項について意見・提案を提出する。

(募集と登録)

第3条 サポーターは公募により募集し、名簿に登録する。

2 県は毎年、各サポーターに対して、登録の継続に関する意向及び連絡先の変更等について確認する。

(事務処理)

第4条 サポーターに関する事務は、岐阜県林政部林政課において処理する。

(個人情報の取扱い)

第5条 県においては、サポーターの募集にあたって得た個人情報は、適正に管理するとともに、サポーター業務以外の目的に使用することはできない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、サポーターに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月4日から施行する。